

住民投票条例に規定する
基本的事項に関する提言書

平成25年3月

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会

はじめに

第1次分権改革が地方に与えた衝撃は極めて大きい。日本国憲法とともに昭和22年5月3日に施行された地方自治法が、平成11年の大改正を経て施行された平成12年4月以降、さらなる地方分権化に向けてそれぞれの自治体は自分たちの「まちづくり」を主体的にどのように考えていくのかが試される時代となった。このような流れは本市においても例外ではなく、これまでも市民自治によるまちづくりを具体的に進めるため、様々な取組が行われてきた。

本市における住民投票条例の制定に向けた具体的な取組は、平成15年度からの2か年にわたり活動してきた「まちづくり基本条例等検討懇話会」における検討に端を発する。その後、苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）が制定され、平成19年4月に施行された。その第6条では、住民投票について規定しているが、具体的な住民投票制度の詳細については、「別に条例で定めるところ」の住民投票条例にその制度設計が委ねられた。

このような流れの中で、本市においては、平成21年9月には「市民自治のまちづくりと住民投票制度の在り方について考える市民フォーラム」を、同年10月からの3か月にわたっては「住民投票制度の在り方について考える市民ワークショップ」をそれぞれ開催し、住民投票制度について考えてきた。これを受け、市民の視点から本市の住民投票制度のあり方について検討するため、平成22年度には「住民投票制度を考える会」による検討が行われ、同会からは常設型の住民投票条例が必要であるとの結論を得ているところである。

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会では、これまでの検討を踏まえ、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するための住民投票条例に規定する基本的事項について、検討を重ねてきた。

住民投票制度には、長と議会による二元型代表制による間接民主制を基本とする現行の地方自治制度において、間接民主制を補完するための役割が期待される。市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される「市政の重要な課題」に対しては、市民全体の意向を的確に把握し、最終的な判断を行うことが求められることがある。住民投票制度の創設は、間接民主制のシステムや他の市民参加制度を利用しても結論に至らないとき、最終的に住民の意思を直接表明する道を開くことで、住民自らの判断で物事を決する可能性を実現するものである。たとえその決定が法的拘束力を持たないものであっても、住民意思の直接表明としてその政治的意味は重大で、間接民主制を補完する直接民主制のシステムの中でも、住民投票制度が果たす役割は極めて大きいと考えられる。

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会では、これまで議論を重ね、常設型の住民投票条例に規定すべき項目に関する事項等について、一定の結論を得るに至り、ここに提言書としてまとめた。本提言書が、今後の本市における住民投票条例の制定に向けた具体的な取組の一助となれば幸いである。

平成25年3月

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会
会長 東 裕

— 目 次 —

はじめに

住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言

第1	住民投票制度の意義と位置付け	2
第2	個別設置型条例と常設型条例	4
第3	投票結果の拘束力と尊重義務	6
第4	住民投票の対象事項	8
第5	住民投票の投票資格及び請求資格	12
第6	対象となる市民	14
第7	外国人住民の投票資格及び請求資格	16
第8	住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件	18
第9	設問及び選択肢の設定	22
第10	成立要件	24
第11	住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用	28
第12	情報提供	34
第13	住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等	36
第14	住民投票運動	40
第15	再請求の制限期間	42
第16	不服申立て、異議の申出	44

参考資料

1	苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会委員名簿	48
2	苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会検討経過	49
3	苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱	50

